



徳田 正則 議員
(新政会)



一般質問

■浄化槽の復旧と都市計画の見直しについて

浄化槽及び都市計画について、次の4点を伺う。

- 質**
- ①合併浄化槽の被災数と復旧数は。
 - ②借家や集合住宅などは浄化槽復旧の補助対象にならないのか。
 - ③今回の地震により合併浄化槽で下水処理をしている地区も一部あることから都市計画事業の見直しが必要ではないか。
 - ④都市計画区域を見直すべきではないか。

答

①一般住宅の個人設置型浄化槽約4、000基のうち591基の被災を確認しており、134基が復旧済みである。市内5業者に進捗状況を確認したところ222件が未着手だが応急修理を行い現在使用できない浄化槽はないと聞いている。

②賃貸住宅の事業用資産は、建物所有者が保険等に加入するなどの備えが基本であり、被災後の支援は融資が原則であると考えている。

③下水道事業は石川県が策定する生活排水処理構想に基づき整備を実施しており、令和8年度に区域の見直しを行う予定である。

④都市計画区域は、下水道事業や都市計画事業を行うためだけでなく、長期的、総合的な視点から市街地を中心とした一体の都市として保全する必要がある平野部と丘陵地とし、区域内の開発行為に対し規制、指導もできるため、豊かな自然や田園風景などを保存していく役割もある。また、都市計画税は、特定の地域の税収を当該地区で使うのではなく、長期的なまちづくりを進めるという観点から、区域全体の事業に使うものと考えている。現在のところ見直しは考えていないが、今後の復興や都市計画事業を検討していく中で、再度確認していきたい。



木下 敬夫 議員
(無党派)



一般質問

■被災住宅の再建について

■条件である年度内工事完了期限の延長を！

質

①準半壊、一部損壊の損害を受けた住宅の再建を後押しするために、市独自で最大30万円を助成することだが、応急修理制度を利用した世帯も、この制度が使えるのか伺う。また、年度内の工事完了が条件となっているが、あらゆる業種で業者、職人不足が起きているため、延長も視野に入れているのか考えを伺う。

②石川県6月会議で、馳知事は、内灘町以北の12市町を対象に、住宅の新築・購入、修繕の費用の補助を拡充し、さらに市町が上乗せ可能と発表した。住み慣れた地域に自宅を再建してもらうことが定住人口の確保や地域コミュニティの維持にも重要なことと考える。本市も県と連動し、追加の支援を行うのか伺う。

答

①準半壊の判定を受けた住宅で、応急修理制度を利用している世帯もこの制度を使用でき、既に修理が終わっている住宅に対しても支援を適用する。期限は令和8年3月31日までに修理を終えることを条件としているが、延長については、状況を見て柔軟に判断したいと考えている。

②市の独自の上乗せとして、高校生以下の子供がいる世帯は増額し、手厚い支援を行っていききたい。